

単価契約仕様書

建設局都市整備部市街地整備課

(担当 明石、古川 電話 222-3580)

件 名	元ラクト健康・文化館産業廃棄物の処理業務
形 状 ・ 尺 法	仕様のとおり
予 定 数 量	6.4 m ³
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 受注者は、京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに、本仕様書に基づき実施すること。</p> <p>(2) 受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、実施すること。</p> <p>(3) 受注者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 作業内容等</p> <p>(1) 処分する産業廃棄物は、混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）を予定している。</p> <p>(2) 元ラクト健康・文化館（京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91ラクトB 5、6階）の産業廃棄物について、受け入れた産業廃棄物は可能な限りリサイクルすること。また、リサイクルに転用できなかった物についても、自ら適正に処理すること。</p> <p>(3) 排出事業場から処理施設への産業廃棄物の収集運搬業務は、別途契約するため、含まない。</p> <p>(4) 産業廃棄物の収集運搬業者と協力し、常に誠意をもって業務に当たることとする。</p> <p>(5) 作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意をもって作業するように指導すること。</p> <p>(6) 業務の実施に関し、京都市建設局都市整備部市街地整備課（以下「市街地整備課」という。）及び関係する産業廃棄物の収集運搬業者等と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>3 委託予定数量</p> <p>6.4 m³</p> <p>※予定数量は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>4 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付等</p>

	<p>マニフェストの交付は、本市が行う。受注者は、マニフェストのD票及びE票を本市に提出すること。</p>
	<p>5 適正処理に必要な情報の提供</p> <p>(1) 発注者は、あらかじめ受注者に産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を提供するほか、適宜又は受注者の要求に応じて、委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供すること。</p> <p>ア 産業廃棄物の性状・荷姿 イ 性状の変化 ウ 混合等による変化 エ 含有マークの有無／石綿含有産廃の有無 オ その他取扱注意事項</p> <p>(2) 処理を委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を速やかに書面をもって通知する。</p>
	<p>6 契約の解除</p> <p>(1) 発注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理がいまだに完了していないものがあるときは、受注者は次の措置を講じなければならない。</p> <p>ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。</p> <p>イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。</p> <p>ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わせるものとし、その負担した費用</p>

	<p>を、受注者に対して償還を請求することができる。</p> <p>7 委託料の支払い 受注者は、本業務完了後に実際の処分量に基づく委託料を請求できるものとし、適正な請求があった後、発注者は請求を受けた日から30日以内に支払う。</p> <p>8 現地下見 以下の日時で予定している。希望者は前開庁日の17時までに予約すること。 日程：令和8年1月19日（月） 時間：午前11時～午後4時（ただし正午～午後1時を除く） ※1業者につき60分以内</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。 ただし、発注者の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合、速やかに報告し、市街地整備課と協議のうえ、別途契約を締結する。</p> <p>(3) 受注者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。 ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。</p> <p>(4) 本仕様書に定めるもののほか、契約内容の詳細は契約書に記載する。</p>
--	--

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合	
最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。	
<input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付	<input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	
最終処分先の処理方法	
最終処分先の 施設の処理能力	